

維新の会を代表して、議案第 109 号「尼崎市自治のまちづくり条例について」、反対の立場で討論を致します。

この条例は、本市における自治のまちづくりの基本理念を定め、市民等の権利及び責務並びに市長等及び議会の責務を明らかにするとともに、自治のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治のまちづくりを推進することを目的とされています。

我が会派は、市長や職員及び議会の責務を定めていることや、シチズンシップを高めていくことに反対しているわけではありません。

しかし、尼崎市自治のまちづくり条例については、以下 3 点の理由から反対を致します。

反対理由の一つ目は、第 2 条の定義についてです。

まず、ここでは市民の定義が「本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう」となっています。また、事業者及び市民活動団体等も含めて「市民等」と定義され、それ以降、この「市民等」に対して様々な権利が明らかにされています。

これでは、本市の区域内に住所を有している住民だけではなく、あり

とあらゆる個人・団体等が「市民等」に含まれ、その市民等の意見が施策や政策、ひいては市政全般に影響を及ぼす可能性は拭い切れません。

また、平成 31 年度からの地域振興支援機能のあり方を、今後、庁内検討や市民意見聴取を踏まえ方向性を決めていくこととしている中、各地域への予算が住民の声ではなく「市民等」の声によって決められていくことにも繋がります。

反対理由の二つ目は、性善説に立った条例の内容になっており、ありとあらゆる組織が、ありとあらゆる目的を持って市政に参画し、自らに利益誘導しようとする動きを想定した条例になっていません。

反対理由の三つ目は、「市民」の定義が行政と議会とで異なっている可能性があることです。この条例を通して、行政側の「市民」の定義は「本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう」ということが明らかになりました。しかしながら、議会側の「市民」の定義は整理されておらず、行政側と異なる可能性もあります。議会と行政が両輪となって市政

を運営していくためには、その根本となる「市民」の定義に違いがあ  
っては様々な場面で齟齬が生じることに繋がり、あってはなりません。  
ん。

以上のことから、維新の会として議案 109 号に反対を致します。